

# 11 学校集金

教育活動を進めるにあたって、受益者負担となる公費ではまかなえない費用を、保護者負担経費として集金させていただきます。未集金ですと、給食費の支払いや教材費等の支払いが滞り、本人への学習・生活支援に大きな支障が出ます。また、市や業者に迷惑がかかるなど、保護者の社会的責任も問われます。遅滞なく集金事務が行えますよう、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 集金方法 集金袋による現金集金

- 集金項目と主な用途

項目	金額等	主な用途
給食費	46,200 円 (4,200 円×11 か月)	学校給食の食材の購入。 それ以外の経費は市の補助金でまかなわれます。
共同購入費	各学年の教育課程により 算出します	ワーク・ドリル等学習教材の購入、演劇教室等の支払い、日本スポーツ振興センター掛金の支払い等。
学年積立金	3 年生より積み立てます	3 年生以上の遠足、宿泊学習、修学旅行等の費用、卒業アルバム代、卒業諸経費等。
児童会費	年額 400 円	児童会活動費用、委員会活動費用等。
PTA 会費	一家庭につき 3,000 円	PTA 活動費用、児童の教育活動補助。兄・姉が在籍している場合は上の学年の児童（PTA 会員と呼びます）から集金します。
学校新聞費	一家庭につき 300 円	年 2 回発行する学校新聞の印刷代等。兄・姉が在籍している場合は上の学年の児童から集金します。
その他	必要に応じ	1、2 年の遠足代金等。

上記集金金額を、8月・3月を除く10か月で集金します。  
年間の学年別集金金額・集金日等は、年度始めにお知らせいたします。また、月額は、なるべく端数のないように計算し、調整させていただきます。

- 集金日 原則として8月・3月を除く毎月第1水曜日  
(最初の水曜日が休日・行事等の場合は翌週の水曜日)
- 集金当番 保護者の皆様に年1回、集金当番としてご協力をお願いしています。  
(5月から3・4名ずつ割り当てをさせていただきます。)